

平成26年7月15日に



大津市火災予防条例が改正されました

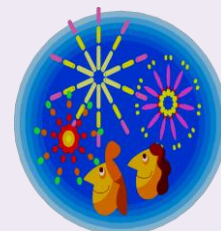
平成25年8月15日に福知山花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、対象火気器具等を使用する露店等を開設する際には「**露店等の開設届出書**」の届出と「**消火器の設置**」が必要となります。

また、特に規模の大きい催しは、[指定催し]として指定され、主催者による「**火災予防上必要な業務に関する計画届出書**」の届出が必要となります。

催しとは

一時的に一定の場所に人が集合するイベントや行事のことをいいます。

例: 祭礼、縁日、花火大会、納涼祭、バザー、フリーマーケット、学区運動会、文化祭など



露店等とは

露店、屋台その他これらに類する店舗で、物品等を販売又は提供するものをいいます。

対象火気器具等とは

例: 移動式ストーブ、調理用器具、移動式コンロ、携帯発電機、電気ストーブ、電気コンロ、電気天火(オーブン)、電気レンジ、電子レンジ、IH調理器、電気乾燥機、電気温水器などをいいます。

消火器について

祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を取扱う露店等は、店舗ごとに消火器を設置することが必要となります。

自治会や学区行事等の催しで開設される露店等については、対象火気器具等を使用する露店等から歩行距離20m以内ごとに消火器を設置することができるものとします。

※ なお、対象火気器具等のうち電気を熱源とするホットプレートや、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等については、消火器の設置を推奨するものとします。

露店等の開設届について

対象火気器具等を取扱う露店等を開設する際には、「露店等の開設届出書」を開設する3日前までに催しを開催する所轄の消防署へ届け出てください。

露店等、消火器、携帯発電機、ガソリン等の危険物の使用や保有する場合には、その位置を示した配置図や資料を添付してください。

指定催しとは

指定された区域内において実施される大規模な催し(露店等の数が100店舗を超えるもの。)で火災が発生した際に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものとして指定されたものです。

指定の方法

指定催しを指定する方法は、催しの主催者と消防機関の間で事前に協議を行い、消防局長が指定を行います。

指定催しの主催者の責務

指定催しを開催するにあたり、主催者は防火担当者の選任が必要となります。

選任した防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画届出書」を作成させ、催しの開催の14日前までに催しを開催する所轄の消防署へ提出してください。

開催当日に、計画書のとおり露店等、対象火気器具等や消火器が配置されているか、客席等が火災予防上安全な位置に配置されているかなどを確認します。



露店等の届出フロー

催しにおける露店等の開設であるか？

いいえ

はい

告示で指定する区域における催しでの露店等の開設であるか？

はい

いいえ

露店等（対象火気器具等を使用するものと使用しないものとの合計数）の開設数は100店舗を超えるか？

いいえ

対象火気器具等（液体、気体、固体燃料及び電気を熱源とする器具）を使用する露店等が開設されるか？

はい

いいえ

・消防局長が指定催しとして指定後、主催者は催しの開催の14日前までに、管轄の消防署に火災予防上必要な業務に関する計画を提出
 ・露店等の開設届の届出の必要なし。
 ・対象火気器具等には消火器の設置が必要です。（電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。）

・管轄の消防署に露店等の開設届出書を開設する3日前までに届出（届出の主体は、露店等を開設する者又は開設する露店等が複数である場合の主たる開設者・代表者）
 ・対象火気器具等には消火器の設置が必要です。（電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。）

火災予防条例の規定に該当しないため届出等の必要なし。

催しにおいて露店等を開設する場合

露店関係者



③露店等の開設届出書を露店開設の3日前までに提出



④現地確認・防火指導

- ①露店等の開設届出書の作成
- ②消火器の準備

指定催しを開催する場合

大津市消防局長



- ①大規模な催しの主催者と協議
- ②指定催しとして指定

計画内に消火器など位置等を示す必要があります。



催し的主催者



⑤作成した計画届出書を指定催しの14日前までに提出



⑥現地確認・防火指導

- ③防火担当者の選任
- ④火災予防上必要な業務に関する計画届出書の作成指示（作成者：防火担当者）

問合せ先

北消防署：572-0119
 中消防署：525-0119

消防局予防課：525-9902
 南消防署：533-0119
 東消防署：543-0119

大津市消防局ホームページ

<http://www.city.otsu.lg.jp/fire119/>